

主な助成制度のご紹介

安全・安心のまちづくりを進めるため、ぜひご活用ください！

狭あい道路拡幅整備事業(重点地区)

- 助成の対象
 - ・所有する建築物等が4m未満の狭あい道路に面している方
- 助成内容
 - ・道路を幅4mまで広げるための後退部分や隅切り部分を区が整備
 - ・塀の除去や樹木の移設費用の一部を助成
 - ・建物の建て替え以外で道路を広げる場合、限度額の範囲内で、塀の除却費や設置費等の実費を助成。
 - ・後退用地の固定資産税・都市計画税が非課税



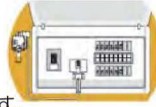
ブロック塀等安全対策支援

- 助成の対象
 - ・区内においてブロック塀等を所有又は管理する方
- 助成内容
 - ・幅4m以上の道路に面する、危険と判断されたブロック塀等の撤去費用の一部と、フェンス等の新設費用の一部を助成
- 助成額
 - ・撤去工事に要した費用の3分の2(上限あり)



感震ブレーカー設置支援事業

- ・震度5強以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として、電気を止める装置です。
- 区内に居住または家屋を所有する方：設置費用一律2,000円
- 区内に居住する方で、下記のいずれかに該当する方：設置費用無料
 - a 65歳以上のみの世帯
 - b 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
 - c 難病患者福祉手当を受けている方がいる世帯
 - d 地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者のいる世帯



【旧耐震基準】木造住宅等の耐震化に関する助成制度

- 助成の対象
 - ・区内の昭和56年5月以前に建築した木造建物等を所有している方
- 助成内容
 - ・区の精密診断の結果に基づき耐震改修工事を行う場合に、工事費用の一部を助成
- 助成額
 - ・耐震改修に要する費用の2分の1(上限あり)



方南一丁目地区まちづくり検討会 オンライン会議を体験しました



令和3年1月10日、方南一丁目地区まちづくり検討会で、オンライン会議の体験会を開催しました。オンライン会議とは、スマートフォンやパソコンで、テレビ電話みたいに話ができる仕組みで、感染症予防や、離れて暮らす家族との安否確認に役立ちます。体験会では、皆さんのスマホやパソコンの設定をお手伝いして、画面を通じて意見交換を体験しました。

これまでの活動内容は、方南1丁目地区まちづくり通信のバックナンバーをご覧ください



方南一丁目地区まちづくり通信
二次元コード

【お問い合わせ】

杉並区都市整備部 市街地整備課 不燃化推進係
電話：03-3312-2111(内線)3365

方南一丁目地区

防災まちづくり通信



第9号

発行日：令和3年3月 発行：杉並区都市整備部市街地整備課不燃化推進係 編集協力：(株)都市環境研究所

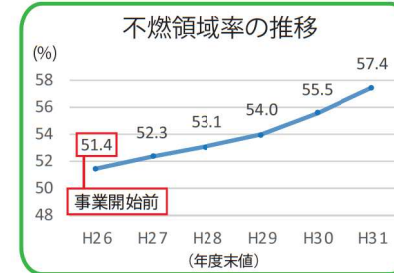
不燃化特区の支援期間を延伸します！

令和3年4月から支援制度が使いやすくなります

支援期間は
令和7年度末まで

方南一丁目地区では、地区の不燃領域率(※)70%達成を目指して、平成27年度より東京都の不燃化特区制度を活用し、老朽建築物の除却・建替え費用助成や建替え相談会の開催、戸別訪問の実施など、不燃化に向けた取組を行っています。

この度、区では不燃化特区の支援期間を、令和3年3月31日までから**令和8年3月31日まで延伸**します。



(※)不燃領域率とは？

市街地の「燃えにくさ」を表す指標です。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼ0となると考えられています。



毎度、大好評いただいている建替え相談会の様子
今年度は、感染予防対策を徹底したうえで開催



【令和3年3月31日までの制度】

老朽建築物除却等助成

- 対象建築物
昭和56年以前に建築された建築物

戸建て等建替え助成

- 手続きの流れ



【令和3年4月1日からの制度】

老朽建築物除却等助成

- 対象建築物
申請時に耐用年限の2/3が経過している建築物
例) 築15年以上経過した木造建築物など

建替え促進助成

- 手続きの流れ(例)



計画の段階に合わせて
除却助成と建替え助成
を分けて申請できます

詳しくは、裏面の問い合わせ先まで、ご連絡ください

無料相談会も継続実施！



建築士やファイナンシャルプランナーなどの専門家に、**無料**でご相談いただけます。

建替え相談会や個別相談も随時実施いたしますので、お悩みをお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

継続します！

方南一丁目地区 街頭消火器マップ

街頭消火器を知っていますか？

消火器

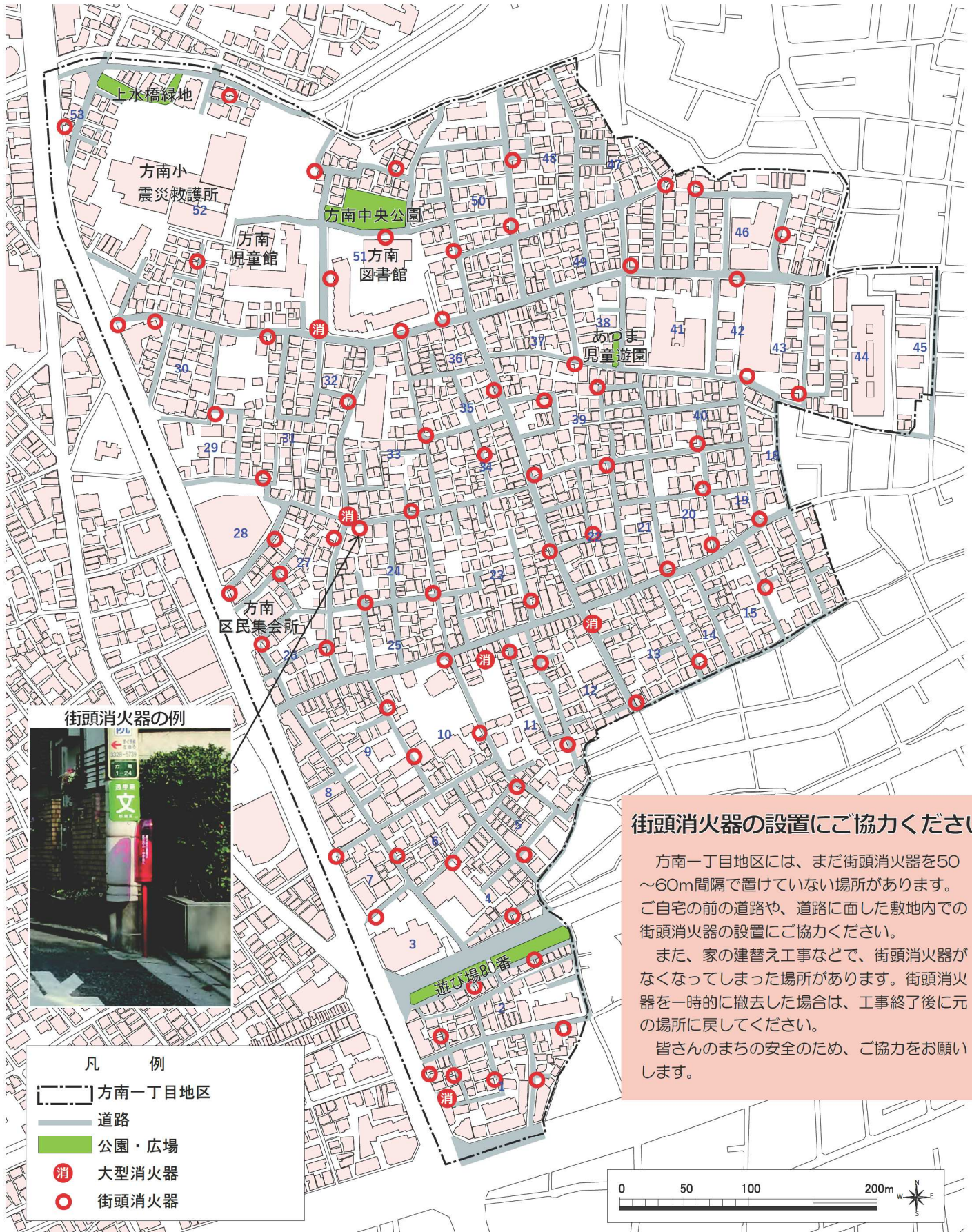
杉並区では、地震などで火災が発生した時の初期消火器具として、おおむね50m～60mに1本を基準に、街頭消火器を設置しています。

街頭消火器は、道路や道路に面した土地に格納箱を置き、その中に消火器を保管しています。

あなたのご近所の街頭消火器はどこですか？



令和3年1月、方南一丁目地区では、地区内にある街頭消火器の場所を確認し、消火器マップを更新しました。もしも火災が発生した場合には、ご近所の街頭消火器を活用してください。



街頭消火器の設置にご協力ください

方南一丁目地区には、まだ街頭消火器を50～60m間隔で置いていない場所があります。ご自宅の前の道路や、道路に面した敷地内の街頭消火器の設置にご協力ください。

また、家の建替え工事などで、街頭消火器がなくなりました場所があります。街頭消火器を一時的に撤去した場合は、工事終了後に元の場所に戻してください。

皆さんのまちの安全のため、ご協力をお願いします。